

## 近畿修猷会 会則

### 第 1 条 名称及び目的

1. 本会は「近畿修猷会」(修猷館同窓会近畿支部)と称する。
2. 本会は会員及びその家族相互の親睦をはかることを目的とする。

### 第 2 条 活動

本会は前条の目的を達するため以下の各号に定める活動を行う。

- 1) 母校、同窓会本部及び各地域修猷会との交流
- 2) 名簿の整備
- 3) 会報等の発行
- 4) クラブ活動
- 5) 各種会員交流イベント
- 6) その他会員及び家族相互の親睦をはかるための諸活動

### 第 3 条 会員

1. 本会の会員は修猷館同窓生で近畿地区に住所又は勤務地を有する者とする。
2. 前項に関わらず、近畿地区以外の修猷館同窓生においても参加を希望する者は申請により会員になることができる。
3. 会員は第12条に定める会費を納入する。

### 第 4 条 世話人

1. 本会の運営のお世話をする組織として以下の世話人を置く。
  - 1) 代表世話人 1名
  - 2) 副代表世話人 若干名
  - 3) 世話人 若干名
  - 4) 学年代表世話人 各年次 1名
  - 5) 監事世話人 2名
2. 必要に応じて共同代表世話人を 1名置くことができる。

### 第 5 条 世話人の選任

1. 代表世話人、共同代表世話人、副代表世話人、チームリーダー世話人、世話人及び監事世話人は総会において選出する。
2. 学年代表世話人は各年度の会員が選出した会員を代表世話人が委嘱する。

### 第 6 条 世話人の任務

世話人は次の各号に定める会務を遂行する。なお、世話人の活動は全てボランティアとする。

- 1) 代表世話人は本会を代表し会務全般を掌る。
- 2) 共同代表世話人は代表世話人の会務の一部を分担し、代表世話人に事故ある時はその代理を行う。
- 3) 副代表世話人は代表世話人、共同代表世話人を補佐し、共同代表世話人に次いで代表世話人に事故ある時はその代理を行う。

- 4) 世話人はチームに所属して会務を遂行する。
- 5) 学年代表世話人は学年を代表し、同学年の会員をまとめて会務を遂行する。
- 6) 監事世話人は本会の会計及び会務遂行状況を監査する。

## 第7条 世話人の任期

1. 世話人の任期は選出された総会から2年後の総会までとする。但し、重任を妨げない。なお、任期途中で世話人が変更する場合においては、後任者は前任者の任期を引き継ぐものとする。
2. 前項にかかわらず、代表世話人は重任しないことを原則とする。

## 第8条 相談役

1. 本会に相談役を置くことができる。
2. 相談役は総会の議を経て代表世話人が委嘱する。
3. 相談役の任期は2年後の総会までの2年間とする。

## 第9条 総会

1. 本会の最高意思決定機関として総会を設ける。
2. 総会は代表世話人が招集し、議長となる。
3. 定期総会は原則として毎年11月に開催する。
4. 総会においては以下の各号を審議する。
  - 1) 会則の改定
  - 2) 世話人の選任
  - 3) 決算、予算の承認
  - 4) 事業運営・会務活動全般に関する報告
  5. 代表世話人は必要に応じて臨時総会を招集することができる。
  6. 総会の議案は総会出席会員の過半をもって議決する。

## 第10条 世話人会

1. 世話人会は代表世話人、共同代表世話人、副代表世話人、世話人、及び学年代表世話人をもって構成する。
2. 世話人会は代表世話人が必要に応じてこれを招集し議長となる。
3. 世話人会は以下の各号を行う。
  - 1) 事業運営・会務活動に関する審議
  - 2) 総会議案に関する審議
  - 3) 事務活動に関する報告
  - 4) チームの設置及びリーダーの選任
  - 5) その他
4. 世話人会の議案は出席世話人の過半をもって議決する。
5. 会員は世話人会に陪席することができる。

## 第11条 常任世話人会

1. 代表世話人は総会及び世話人会における決定事項についてその具体的実施内容を審議するため、必要に応じて常任世話人を招集し開催する。

2. 常任世話人会は代表世話人、共同代表世話人、副代表世話人、世話人をもって構成する。
3. 常任世話人会は代表世話人が必要に応じてこれを招集し議長となる。
4. 常任世話人会の議案は出席世話人の過半をもって議決する。

#### 第12条 会費

本会の年会費は 3,000 円とする。

#### 第13条 会計

1. 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日とする。
2. 本会の経費は会費、寄付金及び資金運用収入をもって充てる。第14条 会則の改廃

本会則の改廃は世話人会の議を経て総会で議決する。

#### 附則

本改定会則は 2025 年 11 月 15 日より施行する

#### 制定及び改正

- 制定 平成元年 11 月 25 日  
改正 平成 3 年 11 月 2 日  
改正 平成 7 年 10 月 21 日  
改正 平成 13 年 10 月 13 日  
改正 平成 22 年 11 月 6 日  
改正 平成 30 年 11 月 10 日  
改正 令和 1 年 11 月 2 日  
改正 2021 年 11 月 20 日  
改正 2025 年 11 月 15 日